

選択結果の過酷性をめぐる一考察

——福祉国家における自由・責任・リベラリズム——

角崎洋平

1. はじめに——福祉国家における自由

「福祉国家」とは、いささか捉えがたい概念である。その原因の一つは、福祉国家それ自体が特定の設計思想によって構築されたものではないからである。大規模化する市場経済に伴って大規模化する経済不況や、戦争に市民を動員するためなど、その時代の政治的経済的背景のなかで設計された政策体系や諸制度の集積が福祉国家の原型であった。そして、それが「福祉」のための制度として解釈され、現代においても国民の「福祉」の基盤として理解されている。

「福祉国家」が概念上捉え難いとしても、「福祉国家」と呼ばれるような多くの国家は事実として、政治的には「保守主義（小さな政府）」と「社会主義（大きな政府）」の中間で、経済的には「市場主義経済」と「集産主義計画経済」の中間で、両端から挟撃されながら存在してきた¹⁾。福祉国家は、病気になった時の治療（費）や、失業した時の生活費を、社会のすべての成員に一定程度保障する、社会保障制度を整備してきた。また、市場における自由な経済活動を否定はしないが、経済活動から生ずる市民間の不平等を緩和する政策（たとえば、累進的課税政策など）を採用してきた。戦間期の世界恐慌と第2次世界大戦を経た「社会主義」でも「市場原理主義」でもない多くの国家は、程度の差はあれ、こうした公共政策を採用してきた。

福祉国家は、完全な自由主義も、厳格な平等主義も、公共政策として採用していない。このため福祉国家は、曖昧なものとしてだけでなく、自由と平等の妥協の産物としても理解されてきた²⁾。とはいえ、自由と平等は必然的に対立するとは限らない。自由とは、個人の行いや在りようの潜在的・顕在的可能性を示し、平等とは、他者と比較した状態が何らかの点で同等であることを示す。よって、平等とは、ある人と他者を比較することで成立する概念であり、自由とは、他者との比較無しでもそれを評価できる概念である。こうした観点から見れば福祉国家は、自由な活動を承認し、その平等な保障を目指してきた／提供してきたレジームである。自由と平等が対立するというのは、それ自体で福祉国家を批判する観点に基づく問題提起である。

福祉国家が真に問われるべきは、自由と平等とが対立しているという前提に基づいた、両者を妥協させる技法ではなく、福祉国家において平等化が目指される「自由」とは何だったのか、である。次節（第2節）では、「自由」を重視しつつ、その平等な提供を目指してきた「平等主義的リベラリズム」を取り上げ、この思想群が擁護する自由観とそこから導き出される公共政策について考察する。その上で平等主義的リベラリズムが、福祉国家と福祉国家が提供する自由と平等についての妥協ではない正当化理論を提示してきたことを指摘する。

しかし、一人ひとりの個人に、自由にその人生における行いや在りようを選択することを保障したとして、その選択の結果、その人が最低限の生存ライン以下の状況に陥ってしまった場

合はどうなるのか。リベラリズムに依拠する公共政策は、自由な選択を重視するあまり、深刻な生活困窮に陥った人々に支援の手を差し出すことはできない、と批判されることも多い。自由の平等な提供を重視する思想、そしてそれに支えられる福祉国家は、自由な選択結果の過酷性をどのように考えるのか。本稿の直接的テーマはこの点について考察することにある。第3節では、平等主義リベラリズムのなかでも個人の選択の自由と結果責任の対応関係を重視する「責任感応的平等主義」に注目した上で、それに対する痛烈な批判と、こうした批判に対する応答可能性をめぐる議論について検討する。本稿は最後（第4節）に、平等主義的リベラリズムの背景的条件（「正義の状況」）について考察した上で、自由を平等と両立させるだけでなく、自由な選択を市民相互の責任履行（応答）に結びつけるレジームとして福祉国家を捉える。

2. 福祉国家におけるリベラリズム

(1) 「全生涯」間の平等

現代の福祉国家が、「保守主義」「市場主義経済」と「社会主義」「集産主義計画経済」の間のあるように、政治哲学上の「リベラリズム」も、「リバタリアンの自由至上主義」と「厳格な平等主義」との中間に位置づけられる。

代表的なのは、ジョン・ロールズ以降の「平等主義的リベラリズム（リベラルな平等主義）」とも呼ばれる思想群である。このリベラリズムは、多様な人々が、各々の多様な暮らしの見通し（life prospect）やライフプランを自由に選択できることを重視するとともに、その実質的機会を平等に保障することをめざしてきた（Rawls [1971]1999 = 2010; Dworkin 1977 = 2004; 2000 = 2002 など）。そのため平等主義的リベラリズムは、最低限のスターティングポイントにおける基本的自由しか重視しない極端な自由主義（リバタリアニズム）と異なるが、同時に、選択如何にかかわらず均等分配を達成しようとする厳格な平等主義とも異なる。

そうした平等主義リベラリズムが関心を置く「平等」とは、「見通し」や「ライフプラン」といった言葉からも読み取れるように、人々の人生全体としての実質的機会である。このとき、たとえば個人がその時々^①に得る所得とは、どれだけ／どのように労働するのか、などというという人生内部^②の自由な選択の結果であり、資産とは、選択の結果である所得の蓄積である。例えばデニス・マッカーリー（Dennis Mckerlie）は、ロールズ以降の主な平等主義は、全生涯（complete lifetime）間の平等を重視しつつも、生涯内での各時点（time-slice）や各期間（time-span）における所得や資産の不平等について、その不平等な結果だけを理由として是正する論理を内在的に持たない、と指摘する（Mckerlie 2007: 157-163）。マッカーリーは、各人の生涯内のある時点における不平等に主要な関心を置かないものとして、ロールズ以降の平等主義の特徴を抽出している（Mckerlie 2007: 158）。

もちろん、平等主義的リベラリストは、現代社会における階級間・階層間・男女間格差を否定的に捉えている。しかしそれは結果として存在する不平等自体が不正だからではなく、人生全体としての実質的機会の不平等が不正だからである。彼ら^③が関心を持つのは、あくまで「人生のスタート時における社会的身分（social starting position）や、自然的有利性（natural advantage）や、歴史的偶然性（historical contingency）がもたらす、市民間における人生の見通

しの不平等」や、その累積的影響である（Rawls [1993]2005: 271）。

平等主義的リベラリズムが全生涯における平等を重視しつつも、人生の各時点における選択結果に主要な関心を置かないのは以下の理由からである。すなわち、一人ひとりの個人を、ライフプランに沿った自由な選択を為し得る存在であると承認すること無しに、その個人によって為された選択を他者が尊重して介入を差し控えること無しに、その人の福祉（well-being）を実現することはできない、と考えるからである。たとえばロールズは〈福祉〉を、個々人が自由に選択・改訂しうる長期の「合理的なライフプラン」の上に見据えている（Rawls [1971]1999 = 2010: 124-127 など）。その上で、一人ひとりが自身のライフプランを成し遂げるに値すると感じられるような「自尊の社会的基盤」を公共政策の重要な目標として掲げている（Rawls [1971]1999 = 2010: 29 節, 67 節など）。またアマルティア・センは「本人が価値を置く理由ある人生を生きられる」実質的自由を公共政策の課題として見据えている（Sen 1999: 87）。

かかる文脈において自由とは、平等と対立するものではなく、「全生涯」間において平等に保障されるべきものである。「全生涯」の平等が確保されれば、各時点における各自のライフプランに沿った自由な選択の余地は残る。平等主義的リベラリズムが照準を合わせるのは、個人の生の断片ではなく、長期的な人生の見通しである。そして、こうしたリベラリズムは、何事かを自らの判断で自由に選択したり、それを成し遂げたりするものとして一人ひとりの生を評価し、それを相互に尊重しあうことを福祉（well-being）の不可欠の要素と考えている。

（2）平等主義的リベラリズムの公共政策原理

平等主義的リベラリズムは、上述のとおり、多様な人々が、各々の多様な暮らしの見通しやライフプランを自由に選択できることを重視するとともに、その実質的機会を平等に保障することをめざしてきた。この目標から平等主義的リベラリズムは、以下の二つの公共政策上の原理を導出している。第1に、「選択の尊重」、すなわち個人が行った生き方に対する選択を極力尊重しようという視点である。第2に、「(不)運の除去」、すなわち、個人に降りかかる運／不運（good luck / bad luck）や、自然的・社会的境遇（nature and social circumstance）の差異が、その人の〈福祉〉に与える影響を極力除去しようとする視点である。

たとえばロールズは、分配の対象（目標）として、いかなるライフプランであろうとも必要とされる「基本財（primary goods）」に着目する（Rawls [1971]1999 = 2010: 86）。そして、その計画の達成度やそこから得られる効用などに対する評価に立ち入らない（「選択の尊重」）（Rawls [1971]1999 = 2010: 126-127）。またロールズは、自然的・社会的偶発性（contingencies）が引き起こす運／不運が分配上の取り分に与える影響を、「道徳的見地からみれば恣意的（arbitrary of moral point of view）」であるとして、これの影響力を極力除去する構想を自身の正義の原理に組み込む（「(不)運の除去」）（Rawls [1971]1999 = 2010: 97-102）³⁾。これを、両者の観点をより明確に整理したドゥオーキンの言葉を借りれば、前者は各人の選択に「敏感（sensitive）」になることであり、後者は各人の境遇に「鈍感（insensitive）」になることであり、と呼べよう（Dworkin 2000=2002: 14, 126）。

このような観点から導き出される具体的な公共政策こそが、「市場」と「政府による分配」の両立である。市場メカニズムは理念的には各人の選択機会を保障する。理念的（仮設的）市場

において財の「価格」は、各人がその財に対して持つ選好・選択によって決まる。理想的な市場においては、入手しようとする人の境遇の差異に関係なく、一財に対して一価格が自生的に決定され、財やそれを通じた活動の自由な選択が、各人に平等に開かれる。ドゥオーキンは、「市場」のこのような理想的性質に注目する (Dworkin 1985=2012: 260-263)。しかし理想的市場は現実の市場ではない。現実には、人々の間に自然的・社会的境遇の差があり、この差に基づく不平等が、市場取引によってさらに拡大することは容易に想像できる。ここからドゥオーキンは、政府による(再)分配も正当化する (Dworkin 1985=2012: 264-265)。

したがって市場を通じた自由と、(再)分配を通じた不平等の緩和の両立は、平等主義的リベラリズムにとって、自由を通じた「効率性」と「平等」の単なる「妥協」ではなく (Dworkin 1985=2012: 265)、「選択の尊重」と「不運の除去」という2大方針に即した政策的帰結である。政府による(再)分配政策は、ある時点における不平等を否定するためというよりも、その人の置かれた人生全体としての不遇 (disadvantage) を是正し、市民間の人生全体としての平等を達成するために、実施される。このとき市場は、「不運の除去」が達成され、市場参加者のイコールフットイングが成立している限りにおいて、またはその程度に応じて、正当化される。そうした意味で平等主義的リベラリズムは、自由を前提に、その平等な提供を目指す福祉国家の、政治哲学的正当化論である。

もちろん、ロールズやドゥオーキンが現状の「福祉国家」そのものを擁護したわけではない。ロールズは、生産手段の特定階層による独占や機会の不平等を問題視しない「福祉国家資本主義 (welfare-state capitalism)」を批判する (Rawls 2001=2004: 247-249)。またドゥオーキンは、英米「福祉国家」での所得保障レベルが低すぎると批判している (Dworkin 2000=2002: 137)。とはいえ、平等主義的リベラリズムが正当化する、市場と(再)分配による「自由の平等」を福祉国家が提供しようとしてきたことは事実であろう。リベラリズムは(現状の福祉国家を正当化しないかもしれないが)現状の福祉国家の改善点を示すことで、福祉国家に対する一定の政策目標をあたえている。

(3) 「保険」による分配の正当化

それでは平等主義的リベラリズムは、市民間の人生全体としての平等を達成するための(再)分配を如何にして行うのか。平等主義的リベラリズムは「全生涯」間の自由の平等を目指している、と述べた。しかし、人は実際にはある時点からある時点への連続の中で生きている。もっといえば、「全生涯にわたる暮らしの見通し」を見据えることが重要だとしても、各人が「今」生きているのは「ある時点」においてであり、ある政策が実施されるのも「ある時点」においてである。「全生涯における自由の平等」が達成されたかどうかを正確に評価しようとするならば、その人の生涯の始めから終わりまで、すなわち、その人の死亡まで待たねばならない。だが、その人が被った不平等の是正は、その時点(死亡時点)では既に意味をなさない。各自の全生涯に関心を置いたとしても、そうした関心が、各自の人生内のある時点における特定の状況に対する評価に、どう結びつくのかを検討しなければならない。そうでなければ平等主義的リベラリズムは、現に生きている人の間で発生しているどのような不平等を是正すべきか、どの程度の(再)分配政策を実施すべきか、明確な指針を提示できない⁴⁾。

平等主義的リベラリズムにおいて、「全生涯」的観点と「各時点」的政策対応を論理的に結び付けたのは、ドゥオーキンである。まずドゥオーキンは、「選択」と「(不)運」を、「選択の運 (option luck)」と「自然の運 (brute luck)」として整理する。前者は、「賭け」に類する運／不運であり、後者は、「賭け」とは異なる形で個人に降りかかる運／不運である（隕石にあたる、など）(Dworkin 2000=2002: 2章3節)⁵⁾。ここで平等主義的リベラリズムは、「選択」と「(不)運」を明確に区分している。

全生涯の平等の視点に立ちつつも、各時点で発生する「自然の(不)運」に対する補償を正当化するための概念装置としてドゥオーキンが導入するのが「保険」の概念、すなわち「仮設的保険市場」理論である。これは、全生涯のなかで個人が被りうる「自然の(不)運」を補償する保険商品を思考実験として想定するものである。保険への加入／未加入という人生選択の問題を通じて、保険事故発生時点の補償の可否が決定される。ドゥオーキンは、保険という装置を概念的に想定することで、「全生涯」における平等と、「各時点」における補償を結びつけるのである。ここにおいて、「自然の(不)運」と区別される「選択の運」は、保険の対象外とされ、その選択の自由のみならず選択の帰結に対しても国家から干渉されない。ここから「自然の不運」に対する補償と、「選択の不運」に対する無補償が帰結する。

こうした「保険」は、いうまでもなく、福祉国家における社会保険の中心的役割についての理解に繋がる。現実の福祉国家の展開史は、各国における社会保険制度の発達史、すなわち「自然の不運」に対するカバー領域拡大の歴史でもある。まずは労働災害に対して、次いで疾病や老齢に対して、そして失業に対して、おおむねこの順序で、それを保険事故とする社会保険制度が各国で制定されてきた（毛利 1990: 64-74）。また、ドゥオーキンの仮設的保険市場理論は、所得に応じた累進的保険料を想定して設計されており、「低所得（＝市場における稼働能力の低さ）」を保険事故とした累進的所得税の正当化理論としても理解できる（Dworkin 2000=2002: 141）。こうした保険理論によって支援がなされる場合、支援対象となる個人が被る不遇 (disadvantage) は、当該個人の「選択の運」によるものではない。そういう意味で福祉国家とは、ある種の不遇を、個人の選択の問題ではない「社会全体の問題」と捉え直すことで展開してきた、といえる。このとき自由の平等な提供を目指す福祉国家は、ある種の不遇を保険事故と見做すことで補償する、「補償国家」として理解されうる。

3. 責任感応性の過酷性をめぐる議論

(1) 責任感応的平等主義

上記のような保険の仕組みを援用した理論の鍵となるのは、不遇の原因が、その帰結の影響を受ける人にとって如何ともしがたい「運」によるものだったのか、それともその人自身の自発的な「選択」の帰結であったのか、である。後者の場合、行為者がその帰結の責任を負うべきものとされる。ドゥオーキン以降、こうした見解は、リチャード・アーネソンやジェラルド・コーエンらによって引き継がれる。これらの思想群は、「責任感応的平等主義 (responsibility-sensitive egalitarianism)」とか「運の平等主義 (luck egalitarianism)」と呼ばれてきた (Knight & Stemplowska 2011: 7-9)。

たとえばアーネソンは、「厚生のための機会の平等 (equal opportunity for welfare)」という考え方を提示する (Arneson 1989)。彼によれば、重要なのは、各人が十分な情報を与えられた上で等価として評価できる決定樹 (equivalent decision tree) に開かれていたか否か、ということである。したがって、「選択」を行ったけれども、そもそも当該選択者に開かれている選択機会 (決定樹) が、他者と比して劣るものであった (すなわち、不運であった) 場合、その人の選択結果は補償の対象となる。一方、既に等しく評価できる選択機会 (決定樹) が各人に開かれていた場合、その人の選択の帰結は補償の対象とならずに、選択者個人が責任を取るべきものとされる。また、コーエンは、「有利性へのアクセスの平等 (equality of access to advantage)」という考え方を提示する (Cohen 1989)。ここでも、個人の非自発的な選択や個人のコントロールの及ばない不運による帰結は補償の対象とされる一方で、個人の自発的な選択による帰結は選択者が責任を取るべき問題であるとして補償されない⁶⁾。

(2) 過酷性批判

しかし、このような見解は、過度に過去時点におこなわれた「選択」を重視しすぎるために、現状における過酷な選択の帰結を、選択者の「責任」であると放置してしまう、と批判されることになる。これをクリスティン・ヴォイト (Kristin Voight) に倣って「過酷性批判 (Harshness Objection)」と呼んでおこう (Voight 2007)。有名なものは、エリザベス・アンダーソンによる批判である。以下、少し整理して確認しておこう。

①不注意な選択者に対する救済の否定

「選択の責任」を重視する運の平等主義は、当然他の人が払うであろう注意を払わず、結果として大事故の犠牲となった人を救済しない。たとえば、事故後の治療費を補償する医療保険に加入することなく、ノーヘルメットで、バイクに乗った人がいる。そしてその人は危険なカーブを高スピードで曲がり事故にあい、瀕死の状態に陥った (だが治療すればどうやら命は助かりそうだ)。しかし運の平等主義の観点からは、このような人を救済する論拠を導き出せない。なぜなら、行為者が事故を起こして瀕死の状態に陥ったのも、保険未加入ゆえに治療を受けられないのも、そしてそのまま死ぬかもしれないのも、「選択」の帰結であるからだ (Anderson 1999: 295-296)。また、当該選択者が一命を取り留め、その後障害を負ったとしても、運の平等主義はそうした障害者に対しては何ら支援をしないだろう (Anderson 1999: 296)。

②不注意でない自発的な選択者に対する救済の否定

「選択の責任」を重視する運の平等主義は、強いられた非自発的な選択については不当なもの (不運) として除去することをめざすが、あえてそうした選択を自発的に行った人を助けない。したがってこうした観点からは、あえて子どもなど家族のケアを担おうとする者の無収入・低収入や男性稼得者への依存状態、それに起因する男性からの搾取・暴力を改善しようという政策を導き出せない。なぜならば、彼女 (彼) は、他の選択肢 (就業機会) などがあってもかわらず、また、子どもを産まないという選択肢があってもかわらず、あえてケア労働を担うことを選択したからである。(Anderson 1999: 297-298)

③リスクの高い選択を行った者への救済の否定

「選択の責任」を重視する運の平等主義は、やむを得ずその土地に住んでいる者はともかく、あえて地震や津波がおきるリスクが高い地域に住んだ者を助けない。被災も自己の選択の結果だからである。したがって、政府による緊急救済の対象者は、そうした被害が起こらないだろうと考えられていた地域に住んでいた人に限られ、一部地域の居住者は見捨てられることになる（Anderson 1999: 296）。またあえて危険な仕事、たとえば警察官、消防士、軍人、鉱山労働を選んだ者も、自発的にそうした選択を行っているのであれば、たとえその職業に従事していたが故に事故にあっても、救済の対象にならない（Anderson 1999: 296-297）。こうした人々はいわば、「選択の運（option luck）」に賭けて失敗したのだ、として見捨てられる。

上記のような選択をした者は、そうした選択ゆえのいかなる過酷な帰結に陥ろうとも救済されない、とアンダーソンは批判する。しかもこうした政策体系において救済されるためには、自身が「不運」の犠牲者であることを広く社会に示す必要があり、こうした対応自体がスティグマの問題さえも引き起してしまう、と彼女は批判する（Anderson 1999: 305-306）。アンダーソンは以下のようにも言う。運の平等主義は、自由市場や選択の自由を重視する資本主義と、すべての人に人生における公正なスタートラインを与えようとする社会主義との、最善の結合を目指してきた。しかし結局彼らが提示できたのは、救済に値する者と救済に値しない者を選別し、かつ救済されるものにスティグマを付与する「救貧法（Poor Law）」レジームであったのだ、と（Anderson 1999: 308）。

福祉国家を正当化してきたはずの平等主義的リベラリズムが、選択責任に感応的になることで福祉国家以前の救貧法レジームに陥ると批判されているのであるから、ここでの批判は痛烈である。こうした批判は、平等主義的リベラリズムと「補償国家」的福祉国家に対して、自由選択の結果としての過酷性をどのように取り扱うべきかという問題を突き付けている。

(3) アンダーソンの民主主義的平等論による過酷性除去策

アンダーソンは、責任感応的平等主義（運の平等主義）に対する対案として、「民主主義的平等（democratic equality）」の考え方を提示している。彼女は、各人に、人間として、政治参加する市民として、協働の生産体系（system of cooperative production）の担い手として、平等に活動するための基盤を与えられるべきだとする（Anderson 1999: 317）。アンダーソンはこのような観点から、責任感応的平等主義が見捨ててしまう（と彼女が批判する）過酷性の問題に対応しようとする。

たとえば、不注意な選択者（①）であっても人間として最低限の医療は提供される（Anderson 1999: 326-327）。また、危険な土地に住んでいる者（③）はその土地で仕事に従事することで、危険な仕事にあえて就いている者（③）はその業務を遂行することで、協働の生産体系を担っていると理解され、必要な生活基盤が保障される。依存的ケア提供者（②）も現在や未来の労働者を支えているという面において協働の生産体系の一端を担っており、他のすべての市民がこうした生産体系から利益を得ているとするならば、彼（女）らが過酷な状態のままであることを見捨てるべきではないと考えられる（Anderson 1999: 322-324）。

これに対しアーネソンは、民主主義的平等論のように人間・市民・生産体系の担い手としての生活を選択如何にかかわらず保障することは、人々の無責任な行動を誘発し、結果的に最低限の生活保障水準を維持するコストを莫大なものにしてしまうか、さもなくば、すべての資源を浪費してしまう、と批判している (Arneson 2000: 349)。またアーネソンやカール・ナイト (Carl Knight) は、民主主義的平等論は、最低限レベルを超えた支援について沈黙せざるを得ず、最低限レベルを超えた分配、とりわけ人生において何かを成し遂げようとしているときに必要となる分配について適切な指針を提示しないと批判する (Arneson 2002: 178 ;Knight 2007: 158-159) ⁷⁾。彼らはこうした観点から民主主義的平等論に対する責任感応的平等主義の優位性を主張する。

(4) 責任感応的平等主義による過酷性緩和策①——責任感応性と他原理の接合

その上で、責任感応的平等主義者は、その選択帰結の過酷性を緩和するために、責任感応的平等主義とその他の分配原理を接合させる戦略を提示することもある。たとえばナイトは、社会保険を税で賄う (または強制加入保険にする) ことにすれば「脱退」という「選択」の余地は誰に対しても等しくなくなる、とする (Knight 2007: 141)。いわば、強制加入については個人の選択を重視する考え方からは導き出せないものの、保険加入をデフォルト条件としてしまえば責任感応的平等主義と両立は可能であるとするのである。また、ケア提供者が過酷な立場に置かれることについては、ケア提供に対する社会的評価を高める必要性を指摘し、そうした社会的評価によって市場を規制する政策は責任感応的平等主義と矛盾しないと指摘している (Knight 2007: 142-143)。

アーネソンも、責任感応的平等主義に対する批判を踏まえて、「優先主義 (prioritarianism)」と責任感応的平等主義を両立させる「責任対応型優先主義 (responsibility-catering prioritarianism)」を提示する。これは、より恵まれない階層への配分を優先するという優先主義を採用しつつ、優先度が同じである場合は、「選択の責任」がない方への配分を優先する、というものである (Arneson 2000: 340)。ここでは選択如何の問題よりも、優先主義の適用が優先するため、深刻な過酷状況の発生は回避できる。

しかしここで、責任感応的平等主義と他の諸原理とが本当に両立可能なのが問題となる。ヴォイトはそれに対して疑念を提起している。そもそも責任感応的平等主義 (運の平等主義) は、「選択の (不) 運」ではない個人のコントロール外の事情を「自然の (不) 運」として理解し、その平等化 (幸運／不運と与える影響の除去) を図っている。とすると責任感応的平等主義の観点からは、慈善や同情心からの「過酷性」の犠牲者に対する支援や「義務を超えた努め (supererogation)」はもちろんのこと、自己の意思とは関係なく加入させられた保険システム、ケア労働に対する外部からの生活費保障、自己選択とは関係なく優先主義的に保障される所得は、(それが不運に対する補償でないならば) 外部的な「幸運」ということになってしまう。これ自体、責任感応的平等主義 (運の平等主義) にとっては除去しなくてはならない「不平等」ということになってしまうのではないかと、ヴォイトは批判しているのである (Voight 2007: 391, 403-406)。

(5) 責任感応的平等主義による過酷性緩和策②——選択の自発性を厳密に考える

責任感応的平等主義の思考枠組みに留まりながらも、その過酷性を緩和するためには、他原理との接合可能性を考えるよりも、当事者によってなされた「選択」が、責任感応性の観点から「責任」を問われるべきものか否か、すなわちその選択が真に自発的に行われたか否かを、厳密に再検討したほうがよいかもしれない⁸⁾。こうした観点から見れば、第3節(2)の①から③のケースは、はたして本当に責任を問われるべき選択のケースか、ということが問題となる。たとえば上述のアーネソンによる「厚生のための機会の平等」論から見れば、「選択」を行ったけれどもそれを自らコントロールできなかった場合、また、選択当事者としてもそういった選択を（他者の状況と比しても）評価していなかった「選択」であった場合、その選択は「選択の運」の問題ではなく「自然の運」の問題となり、補償の対象となるだろう。また井上彰は、個人の判断能力の限界や、結果の不確実性からの逃れがたさを勘案すれば、選択当事者にその「責任」の帰結を完全に負わせられないとし、「選択当事者に帰責できない残余部分が彼らの救済を約束する」としている（井上 2008: 9-10）。

これを踏まえて、先のケースについて再考することが可能になる。何らかの不運の影響で事故後の状態を評価し損ねたとか（①③）、不確実性ゆえに危険リスクを正確に知りようもなかったとか（①③）、そもそも不注意・高リスク・低収入と言われる選択肢を取らざるを得ないような状況に、不運ゆえに追い込まれていたとか（①②③）、と考えるのであれば、われわれは責任感応的平等主義に依拠するとしても、選択当事者の「過酷」な帰結の除去・緩和を図ることができる、と考えられる。

しかし一定の「過酷性」が除去・緩和されたとしても、他者と比べて等価な選択可能性があったにもかかわらず、まったく不注意で事故にあった者（①）や、諸事情を考慮し他の選択可能性も等価なものとしてあるにもかかわらず、ケア労働を担うことを選んだ者（②）、等価の決定樹に開かれた多くの者がその土地を離れたにもかかわらず（あえて）残った者（③）については、過酷性がある程度緩和されたといえども、残ると考えられる。

また、過酷性が緩和されたからといって、たとえばケア労働をあえて担うことを選択した者（②）や、危険な職業をあえて選択した者（③）に対する、不当で差別的な社会的評価を是正する必要性がなくなるわけではない。

ローランド・ピエリック（Roland Pierik）とイングリッド・ロビンス（Ingrid Robeyns）は、責任感応的平等主義は、個人の選択外の境遇を「(不)運」として一括りにしてしまっているため、ジェンダーや人種差別等の「社会が個人に与える影響（social endowment）」を適切に考慮に入れていない、と批判している。たとえば、将来事故にあうかもしれないリスクを考慮して行動することと、将来差別にあうかもしれないリスクを考慮して行動することを同様の行為として評価することはできない。なぜならば、差別的感情に基づく暴力の被害にあった者に、事故にあわないように行動するのと同様に、差別にあわないように「思慮深く」行動してきたのかどうかを問うことは適切ではないからである。そうした対応は「差別」を「自然」なものとしてしまい、結果的に「差別」を固定的なものにすることに助力してしまっている。

以上より、補償を受けるか否かのメルクマールを個人の選択のコントロール内か否かの問題に還元する責任感応的平等主義や、それが支持する「補償国家」的福祉国家の存立をもって、

その国家が「福祉」的であるとは言い切れない。

4. 福祉国家における責任

(1) 「正義の情況」下の平等主義

それでは選択当事者が過酷な状況に陥ることを回避し、ケア労働者や危険な職業に従事する者に対する適切な社会的評価を行うためには、責任感応性を放棄するべきなのか。そう結論を急ぐことはない。これまで見てきた責任感応的平等主義は、ともすれば「選択」と「選択外（(不運)）」の区分に拘泥してしまっただけに選択結果の過酷性といった問題に晒されてしまった。その原因の一つは、「何に対する責任なのか」ということよりも、「選択」が自発的だったか否かをめぐって中心的な議論が展開されていたからではないだろうか。問われるべき「責任」とは何か十分に検討されることなく、自由選択と責任が、形而上学的論争のなかで批判にさらされてきたのではないか。

ここで、第3節(3)でのアーネソンの民主主義的平等論批判、すなわち、民主主義的平等論は、人間・市民・協働の生産体系の担い手としての生活を、個人の選択如何にかかわらず保障することで、資源を浪費してしまう、という批判に立ちかえりたい。ここから、責任感応的平等主義が、ロールズがヒュームを参照しつつ定式化した外部条件である「正義の情況」、とりわけ「資源の希少性」を強く意識していることを読み取りたい。そこにわれわれは責任感応的平等主義が「責任」にこだわる理由を確認することができる。

「正義の情況」では第1に、諸個人は凡そ類似した体力と知力を持ち、能力は互いにひけをとらないこと。第2に、諸個人は他者の攻撃に対して傷つきやすく(vulnerable)、他者は力を合わせれば誰のライフプランであっても妨害しうること。そして第3に、適度な希少性(moderate scarcity)の条件、すなわち、資源は協働が意味をなさないほど過少ではないが、個人間の協働が不要なほど豊富ではない、ということ、が前提とされている(Rawls [1971] 1999 = 2010: 170-171)。

こうした条件下でわれわれは、自己のライフプランを立て、自分自身の人生を生きる。そしてそのためには、誰もがその企図を実現するための資源へのアクセスを必要とする。上述のとおり、平等主義的リベラリズムの要点は、何事かを追及したり成し遂げたりするものとして一人ひとりの生を等しく評価しようとする点にあった。しかし資源の適度な希少性を前提にすれば、各人のライフプランやそれに基づく選択は、少なからず他者が利用できる資源の量に影響を及ぼす。ゾフィア・ステンプロウスカ(Zofia Stemplowska)は、こうした観点から責任感応的平等主義を擁護している。すなわち、「私たちは希少性の状況下で、個別の人生を送っている。そのため、私たちは、他者——とりわけ、無分別に浪費的だったり向こう見ずだったり、またそのように行為しても自分たちが当然に補償されると期待するような他者——の選択からのある種の保護を与えられるべき権限の保有者として、各人を尊重しなければならない」(Stemplowska 2011, 130)。ゆえに、無分別で浪費的な選択のため、他者のライフプランに多大な影響を与えてしまう個人を無制限に許容することはできない、と責任感応的平等主義は考えているのである。

ここで注目すべきは、上述の民主主義的平等論自身もこうした「正義の情況」を全く無視してはいない、ということである。アンダーソンの民主主義的平等論は、平等主義の観点から補償される財とそうでない財を区別し、前者のみを補償の対象とすることで、資源の希少性に対応しようとしている。民主主義的平等論の下でも個人は、自由に選択し、自分自身の人生を生きる。その上で民主主義的平等論は、選択の自発性、たとえば喫煙に至った選択の自発性の程度に関係なく、喫煙者が肺がんになったことに対する治療を提供するだろう。しかし、過去に喫煙を選択した当事者が病院で過ごすことで失われる人生の機会、肺機能の低下で失われる人生の機会、そして死の恐怖、親族からの選択当事者のライフスタイルに対する非難、に対して補償を提供することまでを民主主義的平等論は主張しない、とする（Anderson 1999: 327）。また民主主義的平等論は、上記のように理解される責任感応的平等主義と同様に、財を生産する義務を負った誰かの存在を前提に、自身が労働を回避する（「ただ乗り」する）ことを承認しない。もちろん各人には、労働参加の機会や生産手段へのアクセスが保障される。しかし、こうした観点は、市民に浜辺で遊びほうける実質的自由を無制限に認めない（Anderson 1999: 321）。加えて、他者に危害を与える犯罪者は、十分な栄養摂取であるとか住居とか医療といった人間としての基本的諸機能（functionings）は保障されるものの、社会における同等な存在としての立場を認められない（Anderson 1999: 327）。

以上で見て取れるのは、民主主義的平等論における、責任感応的平等主義とは異なる方法での選択責任の負わせ方、である。見方を変えれば、民主主義的平等論においても過酷性問題は発生する。たとえば、アーネソンが懸念するように、資源の浪費によって資源が過少となった場合、民主主義的平等論が提示する最低限の保障ラインは著しく低いものになる蓋然性がある。そうした中でなんとか生存はしているけれど、死の苦しみと隣り合わせになりながら、家族などから過去の行為を責めつけられる状況は、過酷である。また、著しく資源が過少となった民主主義的平等論の社会においては、何らかの理由による労働参加の拒否者は、就労を拒否したという理由でもって十分な生活保障を受給できなくなる、という過酷性も想定できる。

このような民主主義的平等論は責任感応的平等主義と、「正義の情況」という前提を共有している。また両者とも、自由に選択し、自分自身の人生を生きる個人の存在を前提としており、両者とも過酷性の問題に躓くことがある。これら二つの平等主義は、資源の希少性に配慮しつつ、誰かの人生を妨害する他者を（程度の差はあれ）意識しながら、自由や責任をそれぞれの方法で配置しようとしている。具体的構想については他日を期せざるを得ないが、そうした観点から、責任感応的平等主義と民主主義的平等論を、両者の特徴と守備範囲を整理し、再編することは可能なのではないか。

(2) 「変数」としての「正義の情況」

上述のように、責任感応的平等主義や民主主義的平等論を平等主義的リベラリズムから捉え直したとき、ここでいう「責任」を、「正義の情況」とりわけ資源の希少性を前提とした、他者のライフプランに悪影響を与えない、他者を傷つけない「責任」として理解することができる。

とするならば、これら平等主義を規定する「正義の情況」によって、とりわけ資源の希少性の程度によって、行為者が問われる責任の内容・過酷性は異なってくる。このような問題を脇

に置いて（特定の状況を仮想的に想定しておいて）、選択結果の過酷性だとか、資源浪費の蓋然性だとかを懸念するのは「理想理論（ideal theory）」の悪癖である。「正義の状況」は、自由と責任の前提条件であるとともに、両者をどのように保障するかに影響を及ぼす、いわば「変数」として理解すべきものでもある。

たとえば、資源の希少性の程度によって行為者が問われる責任の内容は異なってくるはずである。資源が少なく個人の浪費が他者のライフプランの実現可能性に大きな影響を与える社会と、資源が十分にあって個人の浪費があっても他者のライフプランの実現可能性に大きな影響を与えない社会では、問われるべき責任の内容は当然異なる。また、民主主義的平等論的方法による「責任」の割当が、結果としてアーネソンが懸念するような、多くの人々に必要な資源の浪費に繋がってしまうのであれば、資源の希少性にも影響を与え、民主主義的平等論はその保障水準を切り下げざるをえなくなる。逆に、アーネソンの懸念が杞憂に終わるのであれば、その保障水準について、責任感応的平等主義的観点から異議をはさむ余地は少なくなる。そう考えると、社会の成員間の連帯（solidarity）や相互性（reciprocity）の度合いによっても、資源浪費の蓋然性、結果としての資源の希少性が変わるのであるから、その程度に応じて問われる責任の過酷性は異なる。

そして、資源の希少性が問題ならば、資源を希少にしたことに対するペナルティを負わせることが責任の主要な目的ではないはずである。浪費された人が欲するのは、浪費された資源を将来にわたって返してくれることである。失われた資源を今でなくて将来返されるのであればもはや遅い、と思われるかもしれない。その時は一旦誰か余裕のある人が立て替えれば良い。実際に金融取引は、個人間の時間選好の差異を前提にして成り立っている。浪費された側にとって、重大な失敗や愚行によって浪費された資源が返却されることは、有益なことであるに違いない。責任は負担する／負担させるためにあるのではない。責任を果たす／果たさせることにこそ、意味がある。

こう考えるとき、現代の福祉国家の特徴を、市場における自由と再分配としてのみ要約することはできない。また、福祉国家は、社会保険を通じた単なる「補償国家」でもない。ここでわれわれは、ベバリッジ型社会保障制度とそれを支える経済政策、とりわけケインズ型経済政策との相互補完性についてより精確に理解することができる。すなわち、ケインズ型経済政策は、有効需要管理政策や累進課税政策により、成長やその果実の広範な分配を達成してきた。経済成長は、資源の希少性を大幅に緩和してきた。経済成長に伴う緩やかなインフレは、過去に発生した負債の実質価格を下げることで、過去の選択責任を果たすことを容易にしてきた。「完全雇用」は、稼得機会を保障し、過去の選択をリカバーする機会を保障してきた。

これまででも、ケインズ型経済政策が提供する完全雇用やそれに近い状態が達成されてこそ、社会保障制度が機能することが指摘されてきた。また、ケインズ型経済政策の機能不全が福祉国家の危機の原因としても語られてきた。本稿がここで捉えたいのは、このようなベバリッジとケインズの技術的相互補完性を越えた、政治哲学的相互補完性である。福祉国家は、一人ひとりの個人から選択外の不遇を除去し、一方で自由な選択の責任を問う。しかしケインズ型経済政策を踏まえた福祉国家はここに留まらない。こうした福祉国家は、問われるべき責任の程度を緩和し、責任を履行しやすいような環境を整備することで、スムーズな責任応答を可能に

して来たのだ。

こうした観点を踏まえれば、選択責任の過酷性を除去することも重要であるが、それでもなお残る（すこしばかり過酷であるかもしれない）責任をスムーズに履行できる環境を整備することも公共政策の重要な課題である。この時、社会は一人ひとりの個人を、ライフプランに沿った自由な選択を為し得る存在であり、その選択の結果責任を（全てではないにせよ）何らかの形で履行できる存在として承認している。またここで個人は、時点時点の束ではなく、今その人が抱える負債や問題を長期に渡って解消しうる「生涯」を生きる者として想定されている。

5. おわりに

本稿は、福祉国家を支える思想群としての平等主義的リベラリズムに注目し、これを「全生涯」の自由の平等を要求するものとして定義した（第2節）。しかしそうした見解を実際の政策に適用しようとしたとき、選択結果の過酷性という問題が発生してしまった。そうした民主主義的平等論からの批判は痛烈である。対して責任感応的平等主義は、積極的にこれに反論・応答してきたが、こうした見解は、過酷性批判を完全に切り抜けることはできなかった（第3節）。とはいえ、民主主義的平等論でさえも選択結果の過酷性と無縁ではなかった。本稿は、責任感応的平等主義と、民主主義的平等論の背景的条件である「正義の情況」を確認した上で、「正義の情況」の可変性・偶然性が、責任の内実・過酷性に実質的な影響を与えることを示し、それを公共政策の課題として捉えることの重要性を指摘した（第4節）。

本稿は最後に、現実の福祉国家において相互の緩やかな責任応答を促進してきたものとして、ケインズ型経済政策の意義にも注目した。そのため、「要は経済成長よ、もう一度、なのか」と言われるかもしれない。そのようなことは言っていない。経済成長が重要だったのだ、ということと、経済は成長し続けなくてはならない、ということは異なる。確かに、「成長し続けている」という事実がスムーズな責任応答を可能にしてきた側面もある。しかし、現代先進工業国においてそれを継続的に達成するのは困難であるかもしれない。こうした状況下でより重要なのは、経済成長を達成してきたケインズ型経済政策を繰り返すことではなく、それが達成してきたもの、経済成長が可能にしてきたものを汲み取り、それを現代において如何にして実現するのか、である。経済成長は、「正義の情況」に影響を与える一つ的手段にすぎない。ここで必要となるのは、すでにある経済成長の果実を前提とした、さらなる経済成長が見込みにくい社会における、責任履行を緩やかに他者に求めつつも、量的にも質的にも時間軸的にもそれを過酷に強いることのないような社会制度的「工夫」である。そしてそれはおそらく、成員間の連帯や相互性の緊密な、寛容な社会である。

人は選択し、時に失敗をする。他者に迷惑をかけることも多々ある。このとき福祉国家は、失敗を過酷に問うたり、「すべては運命」などと自発的選択など存在しないかのように振る舞ったりしない。福祉国家、そしてそれを支える平等主義的リベラリズムは、失敗や愚行の責任を選択者個人に負わせる。ただし同時に福祉国家は、その人が負った責任がスムーズに果たせるような環境を整えてきた。福祉国家が提供してきたのは、自由と平等、そして失敗や愚行に対する経済的寛容（緩やかな責任応答）であった、ということを見逃がすべきではない。

注

- 1) もちろん、「国家」自体、定義が必要な単語であり、その評価如何によって福祉国家の意味も異なってくるだろう。本稿ではそういった点にまで論及する余裕はない。本稿では「国家」を単に公共政策の中核的主体としてのみ理解しておく。そういった意味において本稿は、福祉サービス供給主体の多元性を前提とした「福祉社会」の存在や意義を否定するものではない。
- 2) 福祉国家における自由と平等と福祉についての、多分野にわたる議論については Pierson (1991=1996) を参照のこと。とりわけ第1章では主に、福祉国家における市場・資本主義と社会民主主義的政策とが、(規範理論上ではなく) 政策運用上相互補完的だとする見解について整理している。また第2章では、市場・資本主義と社会(民主)主義政策とが、矛盾するか、両立したとしても一時的な妥協に過ぎないとする見解について取り上げている。
- 3) サミュエル・シェフラーは、ロールズは後述する運の平等主義のような「選択」と「境遇((不)運)」の明確な区別を目指していないと指摘している(Scheffler 2003: 26-28)。確かにシェフラーが指摘するようにロールズは、「(不)運の除去」を直接的に目指す矯正原理を(一応の原理としては認めつつも)採用していない。またロールズの見解を運の平等主義の見解と同一視できない。とはいえ格差原理は、個人のインセンティブに深刻な影響を与えない程度に、できるだけ各人が被る境遇の差による(不)運を排除しようとしている。また同時に格差原理は、「将来の見通し」の格差に照準を置いているため、各人の自由な選択と、その結果による所得・資産の不平等が発生することを一概に否定してはいない。ゆえにわれわれは、ロールズは選択の尊重と(不)運の除去という公共政策原理を採用していない、と考える必要はない。むしろ、選択の尊重と(不)運の除去の、ロールズなりの効率的な両立策として格差原理を採用していると考えられる。
- 4) この点において、ロールズをそのまま参照することはできない。ロールズの議論は、社会の「基礎構造」を対象にしたもので、具体的政策設計についてはさらなるステージ(立法ステージなど)での議論に委ねられている(Rawls [1971]1999 = 2010: 31 節など)。ロールズが提示したのは、社会における制度が持つべき基礎的条件を示すにとどまり、その原理を実際の社会制度に適用するにはさらなる考察を必要とする。この論点についての詳しい検討は本稿の目的から外れるためここでは省きたい。
- 5) Dworkin (2000) の2章の初出は、1981年に *Philosophe and Public Affaires* 誌上で発表された論文“What is Equality? Part2: Equality of Resources”である。
- 6) もちろん、ドゥオーキン、アーネソン、コーエンらが提示する考え方それぞれに特徴があり、互いに批判し合っている面もある。しかしここでは、自発的な選択の帰結と、非自発的な選択や不運による選択の帰結を峻別し、後者を補償の対象とする一方で、前者を選択者個人の責任に帰せしめるべきものとして補償しない一群の見解として整理しておきたい。それぞれの見解の差異については、井上(2002: 279-297)やKnight(2007: ch.1, ch.2)などを参照のこと。
- 7) この批判は、責任感応的平等主義から民主主義的平等論に対する批判というよりも、優先主義(prioritarianism)・平等主義(egalitarianism)からの十分性主義(sufficientarianism)に対する批判と理解することもできる。アンダーソンの十分性主義については保田(2012)を参照のこと。
- 8) このとき、「選択の自由」やそれにとまなう「責任」について、必ずしも、選択の因果を無限に遡る「因果」論や他行為可能性論に依拠する必要はない。行為者の理由能力(理由反応能力)でもって、日常的な「責任」実践を説明することは可能である(瀧川2003など)。

参考文献

- Anderson, E, 1999, “What Is Point of Equality?” *Ethics*, 109, 287-337
- Arneson, R. J., 1989, “Equality and Equal Opportunity for Welfare”, *Philosophical Studies*, 56 (1), 77-93.
- , 2000, “Luck Egalitarianism and Prioritarianism”, *Ethics*, 110, 339-349

- , 2002, “Justice Require Transfers to Offset Income and Wealth Inequalities” *Social Philosophy and Policy*, 19, 172-200.
- Cohen, G. A., 1989, “On the Currency of Egalitarian Justice”, *Ethics*, 99, 906-944.
- Dworkin, R., 1977, *Talking Rights Seriously*, Harvard University Press. (= 木下毅・小林公・野坂泰司訳『権利論〔増補版〕』木鐸社, 2004)
- , 1985, *A Matter of Principle*, Harvard University Press. (= 森村進・鳥山円訳『原理の問題』岩波書店, 2012)
- , 2000, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press. (= 小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社, 2002)
- 飯田文雄, 2006, 「運命と平等——現代規範的平等論の一断面」『年報政治学 2006- I 平等と政治』11-40.
- 井上彰, 2002, 「平等主義と責任——資源平等論から制度的平等論へ」佐伯啓思・松原隆一郎編『〈新しい市場社会〉の構想——信頼と公正の経済社会像』新世社, 276-333.
- , 2008, 「平等と責任」『創文』515号, 6-10.
- Knight, C., 2007, *Luck Egalitarianism: Equality, Responsibility, and Justice*, Edinburgh University Press.
- Knight, C. and Z. Stemplowska (eds.) 2011, *Responsibility and Distributive Justice*, Oxford University Press.
- Mckerlie, D., 2007, “Egalitarianism and Difference Between Interpersonal and Intrapersonal Judgments”, N. Holtug & K. Lippert-Rasmussen (eds.) *Egalitarianism: New Essays on the Nature and Value of Equality*, Clarendon Press.
- 毛利健三, 1990, 『イギリス福祉国家の研究——社会保障発達の諸画期』東京大学出版会.
- Pierik, R. and I. Robeyns, 2007, “Resources versus Capabilities: Social Endowments in Egalitarian Theory”, *Political Studies*, vol.55, 133-152
- Pierson, C., 1991, *Beyond the Welfare State? : The New Political Economy of Welfare*, Polity Press (= 田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家——福祉の新政治経済学』未来社, 1996) .
- Rawls, J., [1971] 1999, *A Theory of Justice*, revised edition, The Bleknap Press. (= 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊國屋書店, 2010)
- , [1993] 2005, *Political Liberalism*, expanded edition, Columbia University Press.
- , 2001, *Justice as fairness: A Restatement*, Harvard University Press (= 田中成明・亀本洋・平井亮輔『公正としての正義 再説』岩波書店, 2004).
- Sen, A. K., 1999, *Development as freedom*, Alfred A. Knopf.
- Stemplowska, Z., 2011, “Responsibility and Respect: Reconciling Two Egalitarian Visions”, C. Knight and Z. Stemplowska eds., *Responsibility and Distributive Justice*, Oxford University Press. 115-135.
- Scheffler, S., 2003, ‘What is Egalitarianism?’, *Philosophy and Public Affairs*, 31, 5-39.
- 瀧川裕英, 2003, 『責任の意味と制度——負担から応答へ』勁草書房.
- 保田幸子, 2012, 「分配か社会的関係か——アンダーソンの民主主義的平等」『ソシオロゴス』36号, 37-52.
- Voigt, K., 2007, “The Harshness Objection: Is Luck Egalitarianism Too Harsh on the Victims of Option Luck”, *Ethical Theory and Moral Practice*, 10, 389-407.

〈付記〉本稿は、平成24年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の公布を受けて行われた研究成果の一部である。

